

第9号議案：COI細則改定について（利益相反委員会委員長：野村裕一）

<指針>

改訂後	改定前
<p>I. 目的 本学会の活動において社会的責任と高度な倫理性が要求されていることに鑑み、<u>日本医学会のCOIマネージメントガイドライン、COI管理ガイドライン、日本内科学会の医学研究のCOIに関する共通指針に則り「医学研究の利益相反（COI）に関する共通指針」（以下、本指針と略す）を策定する。</u></p>	<p>I. 目的 本学会の活動において社会的責任と高度な倫理性が要求されていることに鑑み、日本医学会のCOIマネージメントガイドライン（2014年）、日本内科学会の医学研究のCOIに関する共通指針（2012年）に則り「医学研究の利益相反（COI）に関する共通指針」（以下、本指針と略す）を策定する。</p>
<p>II. 対象者 本学会の役員（理事長、理事、監事、庶務）、学術講演会担当責任者（会長など）、各種委員会の委員長、特定の委員会（<u>学術集会企画部会、学会雑誌編集委員会、倫理委員会、医療安全委員会、利益相反委員会など</u>）の委員、暫定的な作業部会（小委員会、ワーキンググループなど）の委員（略）</p>	<p>II. 対象者 本学会の役員（理事長、理事、監事）、学術講演会担当責任者（会長など）、各種委員会の委員長、特定の委員会（プログラム委員会、学会雑誌編集委員会、倫理委員会、医療安全委員会、利益相反委員会など）の委員、暫定的な作業部会（小委員会、ワーキンググループなど）の委員（略）</p>
<p>V. 利益相反状態との関係で回避すべき事項 さらに日本医学会「<u>医学研究のCOIマネージメントに関するガイドライン</u>」の回避事項を参照し対応する必要がある。</p>	<p>V. 利益相反状態との関係で回避すべき事項 さらに日本医学会「<u>医学研究のCOIマネージメントに関するガイドライン2014年</u>」のIV4の回避事項を参照し対応する必要がある。</p>
<p>参考資料：参照する利益相反マネージメントガイドライン 1 日本医学会 医学研究のCOIマネージメントに関するガイドライン (日本医学会、2015年3月改訂) <a href="http://jams.med.or.jp/guideline/coi-management_2015.pdf">http://jams.med.or.jp/guideline/coi-management_2015.pdf</a></p>	<p>参考資料：参照する利益相反マネージメントガイドライン 1 日本医学会 医学研究のCOIマネージメントに関するガイドライン (日本医学会、2014年2月発表) <a href="http://jams.med.or.jp/guideline/coi-management_201402.pdf">http://jams.med.or.jp/guideline/coi-management_201402.pdf</a></p>

<細則>

改訂後	改定前
<p>第2条（COI自己申告の基準について）</p> <p>⑥企業・組織や団体が提供する研究費については、一つの企業・団体から医学研究（受託研究費，共同研究費など）に対して支払われた総額が年間100万円以上とする。</p>	<p>第2条（COI自己申告の基準について）</p> <p>⑥企業・組織や団体が提供する研究費については、一つの企業・団体から医学研究（受託研究費，共同研究費など）に対して支払われた総額が年間200万円以上とする。</p>
<p>第2条（COI自己申告の基準について）</p> <p>⑦企業・組織や団体が提供する奨学（奨励）寄付金については、一つの企業・組織や団体から、申告者個人または申告者が所属する部局（講座・分野）あるいは研究室の代表者に支払われた総額が年間100万円以上の場合とする</p>	<p>第2条（COI自己申告の基準について）</p> <p>⑦企業・組織や団体が提供する奨学（奨励）寄付金については、一つの企業・組織や団体から、申告者個人または申告者が所属する部局（講座・分野）あるいは研究室の代表者に支払われた総額が年間200万円以上の場合とする</p>
<p>第4条（役員，委員長，委員などのCOI申告書の提出）</p> <p>第1項</p> <p>特定の委員会（学術集会企画部会，教育委員会，学会誌編集委員会，診療ガイドライン策定に関わる委員会，倫理委員会，医療安全委員会，利益相反委員会）の委員，（略）</p>	<p>第4条（役員，委員長，委員などのCOI申告書の提出）</p> <p>第1項</p> <p>特定の委員会（プログラム委員会，教育委員会，学会誌編集委員会，診療ガイドライン策定に関わる委員会，倫理委員会，医療安全委員会，利益相反委員会）の委員，（略）</p>

<附則>

改訂後	改定前
<p>第2条（本細則の改正）</p> <p>2.本細則は2017年12月に改訂する</p>	<p>（新規追加）</p>